令和元年度厚生労働科学研究費補助金(統計情報総合研究事業) (分担)研究報告書

死亡・死因に関する情報の収集とその流れおよびデータ分析に関する国際比較

研究分担者 池松 和哉 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授

研究要旨

本研究では、死亡診断書(死体検案書)による死亡・死因に関する情報の収集とその流れおよびデータ分析に関して、諸外国の死亡診断書様式、中央集計に至る情報の流れ、電子化の進捗状況について調査、比較する。さらにその結果から、わが国の死因統計調査システムの利点と、さらに改善が期待できる点についての洗い出しを行うことを目的とする。

本年度は、アメリカ、オーストリアの関係者からヒアリングおよび調査を行った。アメリカでは届け出システムは電子化されているが、紙ベースのものも残って運用されている。オーストリアでは電子化された届け出システムはないが、いずれの国も役所間での統計のギャップはないという。また、わが国では書式の表題に「死亡診断書」と「死体検案書」を区別しているが、両国では両者の区別はなかった。ヒアリングで得られた情報は今後、わが国でも様式の改定が行われる場合には参考にできると思われる。

A. 研究目的

死亡診断書(死体検案書)による死亡・死因に関する情報の収集とその流れおよびデータ分析に関して、死亡診断書様式、中央集計に至る情報の流れ、電子化の進捗状況について調査する。さらにその結果から、わが国の死因統計調査システムの利点と、さらに改善が期待できる点についての洗い出しを行う。

B. 研究方法

本研究では文献調査と研究対象国の担当者へのヒアリングを中心に調査をすすめた。調査の具体的な事項としては、死亡診断書様式、中央集計に至る情報の流れ、電子化の進捗状況等があげられる。特に文献にて得られにくい現場の情報を中心に、予備的調査を十分に行った上で、海外調査にて実情を把握した。

様々な領域の専門家から構成される各分担研究者、研究協力者の協力の下、対象とする国々の死亡診断書等の様式、最新の ICD-10(2016 年版)の死亡診断書書式の適用状況、さらには各国の死因統計調査システムにおける情報の流れ等の調査を行った。

(倫理面への配慮)

死因統計システムに関する研究であり、個

人情報や個人が特定できる内容は含まない。 研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・ 危険性の排除や説明と同意については、ヒトを 対象としないので該当しない。

C. 研究結果

アメリカでは死亡診断書・死体検案書を区別していない。死因情報はオンラインで国(CDC:米国疾病予防管理センター、NCHS:全米健康統計センター)に報告される。報告はプエルトリコ(米国自治連邦区)以外のほぼすべての州で行われている。電子申請は行われているが、6割程度であり、約4割は紙ベースで行われている。病院での死亡例については3日以内の提出が求められるが、後日の訂正は可能である。各省庁の統計も、そのままデータが反映されていて、役所間の統計のギャップはない。死因診断については医師自身の裁量が大きい。

オーストリアでは、死亡診断書・死体検案書の区別はなく、電子申請は行われておらず、紙ベースである。情報は地方保健局から自治体を経て国の統計庁に送られる。記載事項の訂正に関する期限はなく、数年後でも可能である。統計庁のデータが用いられるため、役所間

の統計のギャップはない。

D. 考察

死亡診断書、死体検案書は人間の死亡を医学的・法律的に証明することのみならず、死因統計を作成する際の資料となる。

死因統計は、保健衛生政策の基盤となるデータのひとつである。これらの情報を収集・集約するシステムに関する諸外国の情報は少なく、比較する検討や文献的資料も乏しい。本年度調査した国・地域に関して、明らかになった事項を挙げる。

アメリカでは、「死亡診断書」と「死体検案書」の区別はなく、区別のない状態でも支障はなく、特に分けることで生じるメリットもない。その必要性は少ないように思われる。

書式および届出の電子化について、アメリカではすでに導入され、半数以上で用いられている。紙ベースのものも用いられる理由がユーザ側にあるというのは興味深い。

オーストリアでは電子申請は行われておらず、「死亡診断書」と「死体検案書」の区別はなく、そのメリットもない。統計を専門に扱う統計庁でのデータを用いている国では、役所間の統計のギャップはないというのも共通しているように思われる。

E. 結論

死亡に関する情報の届出の電子化については、すでにアメリカでは実施されているものの、ユーザー側の抵抗感があることで、紙ベースのものも併存していた。わが国での導入に際しても過渡期にはこの点も考慮する必要があると思われる。

今回の報告から、死因統計の精度向上を通 じ国民の健康増進・福祉の向上への寄与が期 待される。

F. 健康危険情報 該当なし。

- G. 研究発表
- 1. 論文発表なし
- 2. 学会発表なし

3. 関連した実務活動

池松和哉:「死体現象と死後経過時間推定」「窒息死」. 日本医師会死体検案研修会(上級). 2019年9月15日. 東京都. 日本医師会館池松和哉:「死体現象と死後経過時間推定」. 日本医師会死体検案研修会(上級). 2019年10月13日. 福岡市. 福岡県医師会館

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む) 該当なし。